

カ・2・0 (有効期間：令和12年3月末)
(保存期間：令和11年12月末)

一般(組、警、生企、
刑企、交企、備一)第
164号

令和6年11月15日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

山形県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進要綱の制定について（通達）

近年、在留外国人は増加を続け、当県における令和5年12月末現在の在留外国人数は9,111人となったほか、当県で就労する外国人についても令和5年10月末現在で5,743人となるなど、いずれも過去最高を記録している。

本県警察では、これまで「山形県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進要綱の制定について（通達）」（令和元年9月2日付け一般（組）第122号）に基づき、各種施策を講じてきたが、上記情勢を踏まえ、同要綱を別紙のとおり改正したので、実効の挙がるように努められたい。

なお、「山形県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進要綱の制定について（通達）」（令和元年9月2日一般（組）第122号）は、令和6年11月15日限り、無効とする。

別紙

山形県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進要綱

第1 目的

この要綱は、在留外国人の実態を踏まえ、外国人コミュニティを対象として、関係行政機関、住民団体、企業等（以下「関係行政機関等」という。）と協調し、各種警察活動を的確に行うことにより、

- ① 在留外国人に係る犯罪被害の防止
 - ② 外国人コミュニティへの犯罪組織の浸透の防止等
- を図ることを目的とする。

第2 「外国人コミュニティ」の意義

外国人コミュニティとは、在留外国人が多く集住する地域、在留外国人が多く所属する企業及び学校等並びに在留外国人が多く集まる繁華街及び商業施設等をいう。

第3 推進事項

1 各種警察活動の推進

警察が行う防犯・交通安全についての広報啓発活動、通訳人との連携による巡回連絡、110番通報講習、自主防犯団体との合同パトロール、犯罪の取締り、災害対策、テロ対策等の各種活動は、在留外国人に係る犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織の浸透の防止等に効果的であることに加え、法の不知による犯罪への加担を防ぐなど、在留外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくとの観点からも効果的である。また、ライフステージ・ライフサイクルに応じた施策を実施することも効果的である。

そこで上記効果を十分認識した上で、外国人コミュニティとの協力関係の構築に努めつつ、各コミュニティの実態に応じた施策を推進する。

2 関係行政機関等との連携

関係行政機関等に対し、外国人犯罪の状況等に関する情報提供等を行い、関係行政機関等が実施する各種取組に警察として必要な協力を^{行う}など、連携に努める。

3 実態把握の推進

外国人コミュニティの実態は、社会経済状況等の変動に伴って常に変化するものであることから、各警察署は部門間連携、関係行政機関等との連携に配意しつつ、外国人コミュニティ及びそのネットワークについて着実に実態把握を推進し、犯罪組織の浸透の予兆等を把握した場合には、早期に浸透を防止するよう努める。

4 違法行為に対する厳正な取締り

我が国において在留外国人が安心して生活できるよう、在留外国人の就労等に際して悪質な仲介事業者等が介在することを防ぐため、悪質な仲介事業者等の実態把握に努めるとともに、これを把握した場合は厳正な取締りを行う。

また、関係機関と緊密に連携し、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りを推進する。

第4 推進体制

1 推進本部

(1) 構成

推進本部は、本部長、副本部長、幕僚をもって構成し、別表の1に掲げる者をもって充てる。

(2) 任務

推進本部は、在留外国人の安全の確保に向けた総合対策(以下「総合対策」という。)を効果的に推進するための諸対策について協議するとともに、その推進を図ることを任務とする。

(3) 会議

ア 本部長は、必要に応じて会議を招集し、議事を主宰する。

イ 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、会議への出席を求めて意見を聴取することができる。

2 推進委員会

(1) 構成

推進委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成し、別表の2に掲げる者をもって充てる。

(2) 任務

推進委員会は、推進本部の事務を補佐し、総合対策を推進するための基本的な施策の企画、立案及び総合調整並びにその推進状況の把握を任務とする。

(3) 会議

ア 委員長は、必要に応じて会議を開催し、議事を主宰する。

イ 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員以外の者に会議の出席を求めて意見を聴取することができる。

3 推進班

(1) 構成

推進班は、班長、副班長、班員をもって構成し、別表の3に掲げる者をもって充てる。

(2) 任務

推進班は、推進委員会の運営を補佐するため、各部門が保有する総合対策に関する情報の共有を図り、各対策ごとの協議・調整を行うことを任務とする。

(3) 会議

ア 班長は、必要に応じて会議を開催し、議事を主宰する。

イ 班長は、必要があると認めるときは、班員以外の者に会議の出席を求めて意見を聴取することができる。

4 庶務

推進本部、推進委員会及び推進班の庶務は、刑事部組織犯罪対策課において行う。

5 警察署の推進体制

(1) 警察署在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進本部の設置

警察署に、警察署長を長とする警察署在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進本部(以下「署推進本部」という。)を置く。

(2) 構成

警察署長を署推進本部長とし、副署長又は次長及び刑事官を副本部長、刑事(第二、生活安全)課長を推進責任者、刑事(第二、生活安全)課長を除く課長以上の職にある者を推進本部員とする。

(3) 任務・報告

署推進本部は、推進本部と緊密な連携を図りながら、実態把握活動を継続的に実施し、外国人コミュニティの実態、外国人コミュニティに対する取組み状況等について、推進本部長に報告する。

なお、報告要領等については別に定める。

(4) 庶務

署推進本部の庶務は、刑事(第二、生活安全)課において行う。

第5 留意事項

総合対策は、犯罪の取締りを目的としたものではないことから、実態把握活動等の実施に当たっては、誤解を招くことのないよう、言動等には、十分留意すること。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、総合対策に関し、必要な事項は、別に定める。

(担当)組織犯罪対策課

別表

1 山形県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進本部編成表

| | |
|------|--|
| 本部長 | 警察本部長 |
| 副本部長 | 刑事部長 |
| 幕僚 | 警務部長、生活安全部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長、警務部理事官兼警務課長、生活安全部理事官兼サイバー犯罪対策課長、刑事部理事官兼生活安全部理事官 |

2 山形県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進委員会編成表

| | |
|------|---|
| 委員長 | 刑事部理事官兼生活安全部理事官 |
| 副委員長 | 刑事部参事官兼組織犯罪対策課長 |
| 委員 | 警務部参事官兼広報相談課長、人材育成課長、留置管理課長、生活安全部参事官兼生活安全企画課長、地域課長、人身安全少年課長、生活環境課長、刑事部参事官兼刑事企画課長、刑事部参事官兼捜査第一課長、捜査第二課長、交通部参事官兼交通企画課長、交通指導課長、交通部参事官兼運転免許課長、警備部参事官兼警備第一課長、警備第二課長、機動通信課長、情報技術解析課長 |

3 山形県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進班編成表

| | |
|-----|---|
| 班長 | 刑事部参事官兼組織犯罪対策課長 |
| 副班長 | 組織犯罪対策課特捜指導官 |
| 班員 | 警務課企画補佐、人材育成課企画補佐、広報相談課警察安全相談調査官、生活安全企画課犯罪抑止対策担当補佐、地域課企画補佐、生活環境課事件指導補佐、サイバー犯罪対策課サイバー犯罪特捜補佐、組織犯罪対策課組織犯罪特捜補佐、組織犯罪対策課事件指導兼匿名・流動型犯罪グループ実態解明兼匿名・流動型犯罪グループ事件検挙補佐、組織犯罪対策課特殊詐欺捜査補佐、組織犯罪対策課国際捜査補佐、捜査第一課盗犯補佐、交通企画課交通安全対策補佐、警備第一課事件補佐、警備第一課調査官(外事・国テロ)、警備第二課災害対策調査官、警察学校調査官、機動通信指導専門官、情報技術解析課長補佐 |
| 庶務 | 組織犯罪対策課 |

